通年申請のかたは「1.」を、長期休業のみの利用を希望されるかたは「2.」 及び利用希望の月を〇で囲んでください。

# NO. TO TO

(該当区 で囲む)

# 児童育成センター利用許可申請書

$1 \lambda$	通年利用
/	VII   (11/1)

2. 長期休業のみ (利用希望の月を○で囲む)

春休み (4月)・夏休み (7月・8月)・冬休み (12月・1月)・春休み (3月)

令和 年 月 日

7	申請書	<b>+</b> 1	旦帝—	l l	-	去 1	林77	ਕਰ	
, I	少中福言	d :	二里一,	ヘ	レノ		י אירו	9	۰.

②兄弟姉妹で利用を希望される方は、それぞれ提出が必要です。 (就労証明書は1部で結構です。)

③記入にあたっては、裏面の注意事項等よくご確認ください。 訂正が必要な場合は、二重線で訂正をしてください。(修正ペン、 修正テープは使用しないでください)

④鉛筆、シャープペンシル、消せるペンは使用しないでください。

事項に同意し、次のとおり る公簿の閲覧に同意すると こついて照会することに同る

センター への提出日

市十王町2丁目9番地 )※ 十王 太郎

4 4 4 - 0 0 0 0

保護者※ 十王 さくら ※本人が手書きしたい場合は、記名押印が必要です

※本人が手書きしない場合は、記名押印が必要です。 じゅうおう はなこ (ふりがな) 性 元号 利用児童 十王 花子 女 生年月日 00年 00月 00日 加 氏 名 職種・学校・ 状況区分 生年月日(年齢) 氏 名 続柄 住 ※年齢は申請日現在 学年等 [注 1] 民 (7) T (S) 1 登 十王 -(41)自営業◆ 太郎 父 エオ 力 録 【注1】(裏面)を 利用児童は除く  $\bigcirc$ 上で ゥ イ ご確認いただき、該当区分 パート◆ 40 ) 十王 さくら 母 エオ 力 を〇で囲ってください。 同じ ア イ ウ  $\bigcirc$ .  $\bigcirc$ .  $\bigcirc$  ( 10 ) 十王 一郎 兄 ○○小学校4年 (Ti) R エオ  $(\mathcal{D})$ 世 帯 т ア r イ  $\bigcirc$ .  $\bigcirc$ .  $\bigcirc$  (65) アルバイト 十王 ふじ 祖母 に属  $(\mathfrak{D})$ H R エ オ T (S) Ħ 1 ゥ す 会社員◆ 力 エ オ ①同一世帯に属する方全員の申請日現在の状況をご記入ください。 ゥ ア 1 ②◆のかたは就労証明書が必要です。 エ 力 携帯電話 申請者 自宅 続柄 ( その他昼間応答可 能為連絡先 電話番号 同じ住所地に居住する者のうち、申請内 児童の健康・ 容などの問い合わせにこたえられるか □特になし たの連絡先を記入してください。 発達状況等 ☑食物・肌アレルギーがある[ 小麦、卵アレルギー □エピペンを所持している 手帳や診断書をお持ちの児童、特別な支 該当するもの □病気等がある「 1 援を要する児童は、判定や診断名を記入 に夕をしてく □てんかん発作時に坐剤対応が必要でる してください。また手帳等の写しを添付 ださい。 してください。 □救急搬送が必要となる可能性がある「 その他、アレルギーや持病などあればご □医療機関で発達障がい等の診断を受け 該当するもの 記入ください。 □障がい者手帳・精神障害保健福祉手帳 7 に夕をしてく □特別支援学級在籍(予定)「 ださい。 児童手当とは異なります。 ※ 診断書、障がい者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の 生活保護 児童扶養 □適用あり ☑適用無し ☑受給していない □受給している 状 手当の状況 況 利用希望 該当するものに図をしてください。 月 H センター 追加料金については、ご案内(3ページ 育成料1(1))をご覧ください。 早朝利用 「注 3] □4月 ☑7月 ☑8月 ☑12月 ☑1月 □3月 ☑学校代休日及びキッズデイズ □希望しない (利用希望開始日時点) 保育園 小学校名 就学前通園先 小学校 幼稚園

利用曜日 [注 4]

(月)·火·水·木·金·生 または (月~土のうち週

※ 土曜日の利用を希望する場合は、利用許可後に土曜日利用申込 書(兼児童台帳)の提出が必要です。

利用曜日に変動がある場 合は、この欄に記入して

利用曜日についての特記事項

#### 誓 約 事項

- ①児童育成センターの育成料を決められた期限までに必ず納めます。
- ②児童育成センターの終了時刻(午後7時)までには、必ずお迎えに来ます。
- ③出欠席の変更は必ず支援員に連絡し、無断欠席しません。
- ④申請事項に変更が生じた場合は速やかに支援員に申し出ます。

誓約事項、確認事項をよくご確認ください。

#### 【注1】次のア〜カのうち該当する状況区分を選択してください

状況区分	必要書類			
ア 就労 (通年申請:終業時間が午後1時30分以降となる日が月~土に3日以上) (長期休業のみの申請:就労日が月~土に3日以上)	就労証明書			
イ 病気療養・出産	診断書の写し※1、母子手帳の写し等			
ウ 就学	在学証明書等			
エ 障がい者	障がい者手帳の写し等※2			
オーその他	就労証明に準ずる証明等、 証明内容の根拠となる書類の写し			
カ 兄姉(きょうだい)又は利用希望開始日時点で65歳以上	必要ありません			

- ※1家庭での保育ができない旨が書かれたもの
- ※2内容によって家庭での保育ができない旨が書かれた診断書の写し

# 【注2】利用を開始したい日の2か月前から15日前までに提出してください。

・提出が遅れた場合、希望日から利用できないことがあります。

## 【注3】育成料は、利用の有無や利用日数にかかわらず月額9,000円です。

①早朝利用(長期休業期間の月~金曜日、学校代休日及びキッズデイズの午前7:30~午前8:00)は申請時 にお申込みが必要です。希望の有無に変更が生じた場合は、利用開始日の15日前までに届出をしてくだ さい。早朝利用にあたっての追加料金は次のとおりです。(早朝利用の取扱いは、必ず「ご案内」も併せ て確認してください。)

利用期間	早朝利用の追加料金			
4月、12月、1月、3月の長期休業期間	各月500円			
7月の長期休業期間	1,000円			
8月の長期休業期間	2,000円			
学校代休日及びキッズデイズ	年1,000円 ※日割計算はございません			

②生活保護法による支援給付、児童扶養手当法における手当を受給することになった場合は、速やかに減免 申請をしてください。減免申請提出日から育成料の減免額を決定いたします。

# 【注4】就労等により同じ住所地に居住する全ての方が不在となる日について利用可能です。

- ①就労証明書等で証明されている曜日に基づいて申請してください。
- ②休日出勤や、繁忙期等により、当初の申請以外の曜日にご利用を希望される場合は、分かり次第、支援員 にご相談ください。

### 【確認事項】

- ①希望のセンターが定員を超えている場合は、キャンセル待ちとなります。
- ②該当世帯に育成料の滯納がある場合は、利用できません。
- ③提出書類の内容について、調査を行うことがあります。
- ④提出書類に不備等がある場合には、市が指定する時期に再提出していただくことがあります。

担当:岡崎市こども部こども育成課

TEL 23-6330